

福井県報

第 2516 号
平成 26 年
4 月 1 日(火)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

告 示 — 目 次 —

- 平成二十六年度特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（一五二・会計局会計課）……………一
- 福井県情報公開条例第三十八条第一項の規定により知事が定める法人の一部改正（一五三・情報公開・法制課）……………三
- 福井県個人情報保護条例第五十八条第一項の規定により知事が定める法人の一部改正（一五四・同）……………三
- 大学連携リーグ双書販売代金の徴収事務委託（一五五・大学・私学振興課）……………四
- 平成二十六年度の自衛官候補生の募集（一五六・市町振興課）……………四
- 住民基本台帳法の規定による指定情報処理機関の名称等の変更（一五七・同）……………四
- 住民基本台帳法の規定による指定認証機関の名称等の変更（一五八・政策統計・情報課）……………四
- 高圧ガス製造保安責任者免状および高圧ガス販売主任者免状ならびに液化石油ガス設備士免状の交付事務の委託（一五九・危機対策・防災課）…四
- 保育士登録等に係る手数料の収納事務委託（一六〇・子ども家庭課）…………五
- 動物愛護管理に関する手数料の徴収

- 事務委託（一六一・医薬食品・衛生課）……………五
- 福井県財務規則第五十六条の規定に基づく指定代理納付者の指定（一六二・ブランド営業課）……………五
- 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館の観覧料の徴収事務委託（一六三・文化振興課）……………五
- 歴史博物館図録販売等販売料金および幾久公園テニスコート使用料の徴収事務委託（一六四・歴史博物館）…五
- 肉用子牛生産安定等特別措置法に基づく協会の指定の解除（一六五・生産振興課）……………六
- 肉用子牛生産安定等特別措置法に基づく協会の指定（一六六・同）…………六
- 林業・木材産業改善資金の貸付けの事業に係る償還金の収納事務委託（一六七・県産材活用課）……………六
- 浅水駅前駐車場の駐車料金の徴収事務委託（一六八・道路保全課）……………六
- 福井駅西口地下駐車場の駐車料金の徴収事務委託（一六九・同）……………六
- 臨海中央公園の有料公園施設の使用料の徴収事務委託（一七〇・都市計画課）……………六
- 県営住宅および県営改良住宅の名称、位置等（一七一・建築住宅課）…………六
- 県営住宅使用料および県営住宅駐車場使用料の収納事務委託（一七二・

- 同）……………一五
- 福井県立図書館の複写手数料の徴収事務委託（一七三・図書館）……………一五
- 平成二十六年度の包括外部監査契約の締結（一七四・監査委員事務局）……………一六
- パークینگ・メーターの作動に係る手数料の徴収事務委託（一七五・警察本部交通規制課）……………一六
- 公 告
- 平成二十六年福井県保育士試験の実施（子ども家庭課）……………一六
- 教育委員会告示
- 福井県情報公開条例第三十八条第一項の規定により福井県教育委員会が定める法人の廃止（四・教育振興課）……………一八
- 福井県個人情報保護条例第五十八条第一項の規定により福井県教育委員会が定める法人の廃止（五・同）…一八

告 示

福井県告示第152号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項および第167条の11第2項の規定に基づき、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定の適用を受ける調達契約のうち平成26年度以降福井県が発注する物品等の購入、修繕、借上げ等および特定役務の調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札および指名競争入札（以下これを「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項および当該資格の審査の時期、方法等について地方自治法施行令第167条の5第2項（同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公示する。

平成26年4月1日

福井県知事 西川 一誠

- 1 調達をする物品等または特定役務の種類
 - (1) 文具・印章事務用品機器類
 - (2) 電気通信機器類
 - (3) 教育用機器教材
 - (4) 測量（計器）器類
 - (5) 車輛・船舶類
 - (6) 油脂・燃料類
 - (7) 広告・宣伝類
 - (8) 保守管理・警備保障・検査類
 - (9) その他
 - 2 特定調達契約に係る競争入札に参加することができる者
- 特定調達契約に係る競争入札に参加することができる者は、次に掲げる者以外の者

で、知事が行う審査により特定調達契約に係る競争入札に参加することができるときに必要な資格（以下「参加資格」という。）を有すると決定された者とする。

なお、物品の製造または購入契約にかかわる競争入札参加者の資格等（昭和42年福井県告示第27号）の規定による審査において福井県が行う競争入札に参加する者に必要な資格を有すると決定された者については、参加資格を有すると決定された者とみなす。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）およびその添付書類に虚偽の事項を記載した者
- (4) 参加資格の審査申請の申請（以下「申請」という。）に係る営業に関して許可、認可等を必要とする場合においてこれを得ていない者
- (5) 申請をした日（以下「申請日」という。）において都道府県税を滞納している者
- (6) 申請日前に営業の実績がない者
- (7) 次のアからオまでのいずれかに該当する者
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）で

ある者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が暴力団もしくは暴力団員に對して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 申請の時期、方法等

- (1) 申請の手続
 - 申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の申請書に次に掲げる書類を添えて、(3)の提出場所に提出すること。なお、申請書およびその添付書類（以下「申請書等」という。）の提出は、郵送によりすることができる。
 - ア 誓約書
 - イ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、個人にあっては地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないことを証する書類
 - ウ 財務諸表類（物品の製造または購入契約にかかる競争入札参加者の資格等第2条第1項第2号に掲げる書類をいう。（以下同じ。））
 - エ 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10第1項に規定する

都道府県税の納税証明書

オ 役員等名簿（様式第2号の2）

カ 申請に係る営業が許可、認可等を必要とするものであるときは、これを得たことを証する書類

キ 国際標準化機構が定めた規格（第4条において「国際規格」という。）ISO9001もしくはISO14001または環境省が定めた規格（第4条において「環境省規格」という。）エコアクシオン21の認証を取得している場合においては、当該認証に係る登録証の写し

ク 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第50条第1項規定による障害者雇用調整金または同法附則第4条第3項の規定による報奨金の支給を受けている場合においては、当該調整金または報奨金の支給決定通知書の写し

ケ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項または第4項の規定により策定した一般事業主行動計画の写し

コ 次世代育成支援対策推進法第13条の規定による厚生労働大臣の認定を受けている場合においては、当該認定通知書の写し

サ 代理店または特約店であるときは、これを証する書類

シ 申請者が法人である場合において、当該法人の支店、営業所等の長に契約に係る権限が委任されているときは、当該法人の代表者の発行する委任状

ス 申請に係る営業が印刷業であるときは、所定の印刷業者業務調査

(2) 申請者の受付時期

平成26年4月1日から福井県の休日（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

(3) 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17-1
福井県会計局会計課
決算・物品グループ
電話0776-20-0253

(4) 申請書等に用いる言語

ア 申請書および財務諸表類については、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載されているものについて、日本語の訳文を付記し、または添付すること。

イ 添付書類に金額を記載するときは、出納官吏事務規定（昭和22年大蔵省令第95条）第16条に規定する外国貨幣換算率により、その金額を日本国通貨に換算して記載すること。

(5) その他

申請に係る事務については、日本国内に住所または事務所を有する者に委任することができる。

4 参加資格の審査

申請者の参加資格の有無については、次の(1)から(3)までに掲げる営業の種類のある事項を総合的に審査して決定するものとする。

(1) 建設業 申請日の属する事業年度の直前の事業年度の決算（以下「直前事業年度決算」という。）における総利益率、営業利益率、自己資本率、支払利息率、流動比率および従業員1人当たりの年間完成工事高、申請日の属する年の前年の

1 2 月 3 1 日における従業員数ならびに申請日の属する年の前年までの営業年数、国際規格 I S O 9 0 0 1 もしくは I S O 1 4 0 0 1 または環境省規格エコアクシヨ ン 2 1 の認証取得の有無、障害者雇用状況、次世代育成支援のための雇用環境の整備の状況

(2) 製造業 直前事業年度決算における加工高比率、営業利益率、自己資本率、支払利息率、流動比率および従業員 1 人当たりの年間加工高、申請日の属する年の前年の 1 2 月 3 1 日における従業員数ならびに申請日の属する年の前年までの営業年数、国際規格 I S O 9 0 0 1 もしくは I S O 1 4 0 0 1 または環境省規格エコアクシヨ ン 2 1 の認定取得の有無、障害者雇用の状況、次世代育成支援のための雇用環境の整備の状況

(3) 販売・サービス業 直前事業年度決算における総利益率、営業利益率、自己資本率、支払利息率、流動比率および従業員 1 人当たりの年間売上高、申請日の属する年の前年の 1 2 月 3 1 日における従業員数ならびに申請日の属する年の前年までの営業年数、国際規格 I S O 9 0 0 1 もしくは I S O 1 4 0 0 1 または環境省規格エコアクシヨ ン 2 1 の認証取得の有無、障害者雇用の状況、次世代育成支援のための雇用環境の整備の状況

5 参加資格の審査の結果は、申請者に対し、書面により通知するとともに、競争入札参加資格者名簿に登載するものとする。
なお、申請日から特定調達契約に係る競争入札の期日までに日数の余裕がないときは、当該競争入札の期日までに参加資格の審査を終了することができないことがある。

6 参加資格の有効期間
この告示の日以降において参加資格を有すると決定された日（以下「決定日」という。）から決定日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

7 発注基準額
1 件の特定調達契約について発注するこ
とができる額（以下「発注基準額」という。）は、当該特定調達契約の相手方において、決定日の属する事業年度の直前の 2 事業年度における平均製造実績額または平均販売額の 4 分の 1 に相当する額（その額に 1 0 0 万円未満の端数金額があるときは、当該端数金額を切り上げた額）以下の額とする。ただし、契約の種類により、特定調達契約の相手方の経営および信用の状況、契約履行能力その他特殊な事情を総合的に勘案し、当該発注基準額を超えて発注することがある。

8 記載事項の変更届け出
決定日後において申請書またはその添付書類に記載した事項に変更があったときは、そのつと遅滞なく、所定の競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（以下「変更届」という。）を提出しなければなら
ない。

9 参加資格の取消しおよび停止
決定日以降において参加資格者が(1)から(6)までのいずれかに該当するに至った場合または変更届を提出しなかった場合には、特別の理由がある場合を除き、参加資格を取り消し、または、相当の期間、これを停止するものとする。

この場合において、参加資格を取り消し、または停止したときは、書面により、その旨を通知する。

福井県告示第 1 5 3 号

福井県情報公開条例第 3 8 条第 1 項の規定により知事が定める法人（平成 1 2 年福井県告示第 6 3 3 号）の一部を次のように改正する。

平成 2 6 年 4 月 1 日
福井県知事 西川 一誠
表を次のように改める。

名 称	主たる事務所の所在地
福井県道路公社	福井市松本 3 丁目 1 6 - 1 0
公益財団法人福井県アジア人材基金	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 - 1 - 1
公益財団法人青少年育成福井県民会議	福井市大手 3 丁目 1 7 - 1
一般財団法人福井県産業廃棄物処理公社	福井市白方町 4 6 - 3
一般財団法人認知症高齢者医療介護教育センター	福井市島寺町 9 3 - 6
公益財団法人ふくい産業支援センター	坂井市丸岡町熊堂 3 - 7 - 1 - 1 6
一般財団法人福井県企業公社	坂井市三国町米納津 4 9 - 1 0 0 - 6
公益財団法人福井県国際交流協会	福井市宝永 3 丁目 1 - 1
公益財団法人福井県文化振興事業団	福井市今市町 4 0 - 1 - 1
公益社団法人ふくい農林水産支援センター	福井市松本 3 丁目 1 6 - 1 0
公益財団法人福井県林業従事者確保育成基金	福井市江端町 2 0 - 1
公益財団法人福井県建設技術公社	福井市松本 3 丁目 1 6 - 1 0
公益財団法人足羽川水源地域対策基金	福井市大手 3 丁目 1 7 - 1
公益財団法人福井県下水道公社	坂井市三国町池見 2 - 2 7

福井県告示第 1 5 4 号

福井県個人情報保護条例第 5 8 条第 1 項の規定により知事が定める法人（平成 1 5 年福井県告示第 4 7 号の 2）の一部を次のように改正する。

平成 2 6 年 4 月 1 日
福井県知事 西川 一誠
表を次のように改める。

名 称	主たる事務所の所在地
福井県道路公社	福井市松本 3 丁目 1 6 - 1 0
公益財団法人福井県アジア人材基金	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 - 1 - 1

公益財団法人青少年育成福井県民会議	福井市大手3丁目17-1
一般財団法人福井県産業廃棄物処理公社	福井市白方町46-3
一般財団法人認知症高齢者医療介護教育センター	福井市島寺町93-6
公益財団法人ふくい産業支援センター	坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16
一般財団法人福井県企業公社	坂井市三国町米納津49-100-6
公益財団法人福井県国際交流協会	福井市宝永3丁目1-1
公益財団法人福井県文化振興事業団	福井市今市町40-1-1
公益社団法人ふくい農林水産支援センター	福井市松本3丁目16-10
公益財団法人福井県林業従事者確保育成基金	福井市江端町20-1
公益財団法人福井県建設技術公社	福井市松本3丁目16-10
公益財団法人足羽川水源地域対策基金	福井市大手3丁目17-1
公益財団法人福井県下水道公社	坂井市三国町池見2-27

福井県告示第155号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、大学連携リーグ双書の販売代金の徴収の事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年4月1日

福井県知事 西川 一誠

1 受託者の名称および代表者の氏名ならびに住所

株式会社勝木書店

代表取締役 勝木 伸俊

福井市中央1丁目4-18

2 委託事務の内容

大学連携リーグ双書の販売代金の徴収の事務

3 委託期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

4 徴収の方法

簡易領収書による。

福井県告示第156号

陸上自衛隊、海上自衛隊および航空自衛隊の自衛官候補生の平成26年度における募集が行われるので、募集期間その他採用試験に関する事項について、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条および第117条第1項（同令第118条においてこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり告示する。

平成26年4月1日

福井県知事 西川 一誠

1 募集期間その他採用試験に関する事項
(1) 男子

ア 募集期間

平成26年4月1日（火）から平成

27年3月31日（火）まで

イ 採用試験の試験期日

志願者に別途通知する。

ウ 採用試験の試験場の位置および名称

志願者に別途通知する。

(2) 女子

ア 募集期間

平成26年8月1日（金）から同年

9月9日（火）まで

イ 採用試験の試験期日

志願者に別途通知する。

ウ 採用試験の試験場の位置および名称

志願者に別途通知する。

2 問い合わせ先

福井市春山1丁目1番54号

福井春山合同庁舎10階

自衛隊福井地方協力本部募集課

電話 (0776) 23-1910

福井県告示第157号

地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）附則第5条第3項の規定により届出があったものとみなして適用され

る住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の14第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成26年4月1日

福井県知事 西川 一誠

1 変更後の指定情報処理機関の名称

地方公共団体情報システム機構

2 主たる事務所の所在地

東京都千代田区一番町25番地

3 変更の年月日

平成26年4月1日

福井県告示第158号

地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）附則第7条第2項の規定により届出があったものとみなして適用される電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第38条第1項により、次のとおり公示する。

平成26年4月1日

福井県知事 西川 一誠

1 変更後の指定認証機関の名称

地方公共団体情報システム機構

2 主たる事務所の所在地

東京都千代田区一番町25番地

3 変更の年月日

平成26年4月1日

福井県告示第159号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第29条の2第1項および液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の4の2第1項の規定に基づき、高圧ガス製造保安責任者免状および高圧ガス販売主任者免状ならびに液化石油ガス設備士免状の交付事務の全部を高圧ガス保安協会に委託したので、

高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第8条第2号および液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）第7条第2号の規定により、次のとおり公示する。

平成26年4月1日

福井県知事 西川 一誠

1 委託に係る免状交付事務の内容

(1) 免状交付申請書の配布および受付ならびに免状の作成および送付に関すること。

(2) 免状再交付申請書の配布および受付ならびに免状の作成および送付に関すること。

(3) 免状書換え申請書の配布および受付ならびに免状の作成および送付に関すること。

2 委託に係る免状交付事務を処理する場所

高圧ガス保安協会試験センター

〒105-8447

東京都港区虎ノ門4丁目3番13号（神谷町セントラルプレイス）

電話03-3436-6106

福井県告示第160号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第3項の保育士登録申請、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第17条第1項の保育士登録証書換え交付および児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第18条第1項の保育士登録証再交付にかかわる手数料の収納事務を委託したので、地方自治法施行令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年4月1日

福井県知事 西川 一誠

1 受託者の名称および代表者の氏名ならびに住所
社会福祉法人日本保育協会
理事長 石井 哲夫

東京都渋谷区神宮前5丁目53番1号

受託事務の内容

2 受託事務の内容

①保育士登録申請にかかわる手数料の収納

②保育士登録証書換え交付にかかわる手数料の収納

③保育士登録証再交付にかかわる手数料の収納

3 委託期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

4 収納の方法

払込用紙による。

福井県告示第161号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福井県手数料徴収条例（平成12年福井県条例第2号）別表第三号の表176の項の犬猫引取り手数料および福井県動物の愛護および管理に関する条例（平成18年福井県条例第20号）第18条の動物の返還手数料の徴収の事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年4月1日

福井県知事 西川 一誠

1 受託者の名称および住所

一般社団法人ふくい動物愛護管理支援センター協会
福井県鯖江市長泉寺町1-9-20 鯖江市民活動交流センター内

2 委託事務の内容

奥越健康福祉センターおよび丹南健康福祉センターにおける動物愛護管理に関する手数料の徴収の事務
委託期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
徴収の方法
簡易領収書による。

社セクターにおける動物愛護管理に関する手数料の徴収の事務
委託期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
徴収の方法
簡易領収書による。

福井県告示第162号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定したので、福井県財務規則（昭和39年規則第11号）第56条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年4月1日

福井県知事 西川 一誠

1 指定代理納付者の名称

ヤフー株式会社

2 指定代理納付者の住所

東京都港区赤坂九丁目7番1号

3 指定代理納付者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付するふるさと貢献に係る寄付金歳入

4 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

福井県告示第163号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館の設置および管理に関する条例（昭和56年福井県条例第8号）第4条第1項に規定する観覧料のうち、共通観覧券の観覧料徴収の事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年4月1日

福井県知事 西川 一誠

1 受託者の名称および代表者の氏名ならびに住所
一乗谷朝倉氏遺跡活用推進協議会
会長 勝木 健俊

福井市大手3丁目17番1号

2 委託事務の内容

福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館と福井市一乗谷朝倉氏遺跡復原町並の共通観覧券の観覧料の徴収の事務

3 委託期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

4 徴収の方法

納入通知書または口頭による納入の通知による。

福井県告示第164号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、歴史博物館図録販売等販売料金および幾久公園テニスコート使用料の徴収の事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年4月1日

福井県知事 西川 一誠

1 受託者の名称および住所

株式会社アイビックス
福井市下馬2丁目101

2 委託事務の内容

歴史博物館の図録等販売料金および幾久公園テニスコート使用料の徴収の事務

3 委託期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

4 徴収の方法

簡易領収書による。

福井県告示第 1 6 5 号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 6 3 年法律第 9 8 号）第 9 条第 1 項の規定による同法第 6 条第 1 項の指定の解除を次のとおり行つたので、同法第 9 条第 2 項において準用する同法第 7 条第 4 項の規定に基づき、公示する。

- 平成 2 6 年 4 月 1 日
福井県知事 西川 一誠
- 1 指定を解除した法人の名称
社団法人福井県畜産経営安定基金協会
- 2 所在地
福井市大手 3 丁目 2 番 1 8 号
- 3 指定解除年月日
平成 2 6 年 3 月 3 1 日

福井県告示第 1 6 6 号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 6 3 年法律第 9 8 号）第 7 条第 1 項の規定により、同法第 6 条第 1 項の指定を次のとおり行つたので、同法第 7 条第 4 項の規定に基づき、公示する。

- 平成 2 6 年 4 月 1 日
福井県知事 西川 一誠
- 1 指定した法人
一般社団法人福井県畜産経営安定基金協会
- 2 所在地
福井市大手 3 丁目 2 番 1 8 号
- 3 指定年月日
平成 2 6 年 4 月 1 日

福井県告示第 1 6 7 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、林業・木材産業改善資金の貸付けの事業に係る公

金の収納の事務を委託したので、同令第 1 5 8 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

- 平成 2 6 年 4 月 1 日
福井県知事 西川 一誠
- 1 受託者の名称および代表者の氏名ならびに住所
福井県森林組合連合会
代表理事会長 関 孝治
福井市江端町 2 0 号 1 番地
- 2 委託事務の内容
林業・木材産業改善資金の貸付けの事業に係る償還金の収納の事務
- 3 委託期間
平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日まで
- 4 収納の方法
納入通知書による。

福井県告示第 1 6 8 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例（平成 1 6 年福井県条例第 2 9 号）第 5 条の駐車料金の徴収の事務を委託したので、同令第 1 5 8 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

- 平成 2 6 年 4 月 1 日
福井県知事 西川 一誠
- 1 受託者の名称および住所
福井鉄道株式会社
越前市北府 2 丁目 5 - 2 0
- 2 委託事務の内容
浅水駅前駐車場の駐車料金の徴収の事務
- 3 委託期間
平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日まで

- 4 徴収の方法
簡易領収書による。

福井県告示第 1 6 9 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例（平成 1 6 年福井県条例第 2 9 号）第 5 条の駐車料金の徴収の事務を委託したので、同令第 1 5 8 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

- 平成 2 6 年 4 月 1 日
福井県知事 西川 一誠
- 1 受託者の名称および住所
日本システムバンク・福井駅前商店街共同企業体
福井市中央 3 丁目 5 番 2 1 号
- 2 委託事務の内容
福井駅西口地下駐車場の駐車料金の徴収の事務
- 3 委託期間
平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで
- 4 徴収の方法
簡易領収書による。

福井県告示第 1 7 0 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、福井県都市公園条例（昭和 4 8 年福井県条例第 5 号）第 1 1 条の使用料の徴収の事務を委託したので、同令第 1 5 8 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

- 平成 2 6 年 4 月 1 日
福井県知事 西川 一誠
- 1 受託者の名称および住所
有限会社アイワメンテナンス

坂井市丸岡町千田 2 9 号 1 3 番地

- 2 委託事務の内容
臨海中央公園の有料公園施設の使用料の徴収の事務

3 委託期間

平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日まで

- 4 徴収の方法

納入通知書による。

福井県告示第 1 7 1 号

福井県営住宅条例（平成 9 年福井県条例第 3 号）第 3 条第 2 項ならびに福井県営住宅条例施行規則（平成 9 年福井県規則第 4 8 号）第 9 条第 2 項および第 3 6 条第 2 項の規定に基づき、県営住宅および県営改良住宅の名称、位置等について次のとおり公示する。

なお、県営住宅および県営改良住宅の名称、位置等（平成 2 5 年福井県告示第 1 8 6 号）は廃止する。

- 平成 2 6 年 4 月 1 日
福井県知事 西川 一誠

1 県営住宅		位 置	棟 名	建設年度	1戸あたり床面積	利便性係数	家 賃 の 額	備 考
名 称	県営住宅町屋団地	福井市松本1丁目	1 3 号館	昭和 4 5 年度	40.9平方メートル	0.81	10,100 ～ 15,500 円	
	1 4 号館		昭和 4 5 年度	40.9平方メートル	0.78	9,800 ～ 15,500 円	4 ～ 5 階	
	1 5 号館		昭和 4 6 年度	39.6平方メートル	0.81	9,800 ～ 15,500 円	4 ～ 5 階	
	1 6 号館		昭和 5 8 年度	64.9平方メートル	0.78	10,000 ～ 17,000 円		
				0.81	9,600 ～ 17,000 円	4 ～ 5 階		
	1 7 号館		昭和 5 8 年度	64.9平方メートル	0.86	21,300 ～ 43,700 円		
				0.83	20,500 ～ 43,700 円	4 階		
				0.86	22,600 ～ 57,800 円	高齢者用		
	1 8 号館		昭和 5 7 年度	61.6平方メートル	0.86	19,900 ～ 40,800 円		
				0.83	19,200 ～ 40,800 円	4 階		
				0.86	21,300 ～ 57,900 円	高齢者用		
	1 9 号館		昭和 5 7 年度	64.9平方メートル	0.86	21,000 ～ 42,800 円		
				0.83	20,200 ～ 42,800 円	4 階		
				0.86	22,400 ～ 57,000 円	高齢者用		
	2 0 号館		昭和 5 7 年度	61.6平方メートル	0.86	19,900 ～ 39,300 円		
				0.83	19,200 ～ 39,300 円	4 階		
				0.86	21,300 ～ 58,900 円	高齢者用		
	2 1 号館		昭和 5 7 年度	64.9平方メートル	0.86	21,000 ～ 40,500 円		
				0.86	22,400 ～ 56,400 円	高齢者用		
				0.83	20,200 ～ 40,500 円	4 ～ 5 階		
	2 2 号館	昭和 5 9 年度	55.2平方メートル	0.86	18,400 ～ 38,200 円			
			0.86	20,500 ～ 42,000 円				
			0.83	19,800 ～ 42,000 円	4 ～ 5 階			
			0.86	22,600 ～ 45,800 円	身障用			
	2 3 号館	昭和 5 9 年度	64.9平方メートル	0.86	21,600 ～ 44,300 円			
			0.83	20,900 ～ 44,300 円	4 ～ 5 階			
			0.86	22,900 ～ 62,200 円	高齢者用			
	2 4 号館	昭和 5 9 年度	64.9平方メートル	0.86	21,600 ～ 43,500 円			
			0.83	20,900 ～ 43,500 円	4 ～ 5 階			
			0.86	22,900 ～ 57,600 円	高齢者用			

25号館	昭和60年度	55.2平方メートル	0.86	18,600～38,600円	
			0.86	19,900～55,900円	高齢者用
		61.6平方メートル	0.86	20,800～42,500円	
			0.83	20,100～42,500円	4～5階
26号館	昭和61年度	68.0平方メートル	0.86	23,000～46,400円	身障用
			0.86	22,300～45,100円	
		64.9平方メートル	0.86	21,500～45,100円	4～5階
			0.83	23,400～61,700円	高齢者用
A棟	平成15年度		0.86	17,900～47,000円	
		43.3平方メートル	0.86	17,900～47,100円	
		43.4平方メートル	0.86	17,900～47,200円	
		43.5平方メートル	0.86	18,000～47,700円	
		43.6平方メートル	0.86	18,100～47,800円	
		43.7平方メートル	0.86	18,000～47,600円	
		43.8平方メートル	0.86	21,500～56,400円	
		52.0平方メートル	0.86	21,500～56,600円	
		52.1平方メートル	0.86	21,500～56,800円	
		52.2平方メートル	0.86	21,600～56,800円	
		52.3平方メートル	0.86	21,800～57,400円	
		52.9平方メートル	0.86	21,900～57,600円	
		53.0平方メートル	0.86	21,900～57,500円	
		53.1平方メートル	0.86	22,000～57,800円	
		53.2平方メートル	0.86	22,100～63,000円	身障用
B棟	平成17年度	53.5平方メートル	0.86	27,900～73,600円	
		67.5平方メートル	0.86	27,900～73,700円	
		67.6平方メートル	0.86	28,000～73,800円	
		67.7平方メートル	0.86	28,000～73,900円	
		67.8平方メートル	0.86	28,200～74,800円	
		68.3平方メートル	0.86	28,300～74,800円	
		68.4平方メートル	0.86	28,800～75,000円	
		69.8平方メートル	0.86	28,900～75,200円	
		70.0平方メートル	0.86	29,000～75,400円	
		70.2平方メートル	0.86	29,000～75,600円	
		70.3平方メートル	0.86	19,100～71,800円	
		45.7平方メートル	0.86	19,100～71,900円	
		45.8平方メートル	0.86		
		45.9平方メートル	0.86		

県営住宅幾久団地	福井市幾久町			1号館	昭和46年度	46.0平方メートル	0.86	19,100～72,000円	
				2号館	昭和46年度	52.0平方メートル	0.86	21,600～80,100円	
						52.1平方メートル	0.86	21,700～80,300円	
						52.2平方メートル	0.86	21,700～80,400円	
						52.3平方メートル	0.86	21,800～80,500円	
				2号館	昭和46年度	52.6平方メートル	0.86	21,900～81,000円	
						52.8平方メートル	0.86	22,000～81,200円	
						52.9平方メートル	0.86	22,000～81,500円	
						53.0平方メートル	0.86	22,100～81,600円	
				2号館	昭和46年度	53.2平方メートル	0.86	22,100～89,300円	身障用
						67.5平方メートル	0.86	28,100～104,300円	
						67.6平方メートル	0.86	28,200～104,500円	
						67.7平方メートル	0.86	28,200～104,600円	
				2号館	昭和46年度	67.8平方メートル	0.86	28,200～104,800円	
						70.4平方メートル	0.86	29,300～109,100円	
						70.5平方メートル	0.86	29,400～109,200円	
42.0平方メートル	0.80	10,500～15,600円							
2号館	昭和46年度	42.0平方メートル	0.77	10,100～15,600円	4～5階				
			0.85	11,100～15,600円					
			0.82	10,700～15,600円	4～5階				
			0.80	10,500～15,600円					
3号館	昭和46年度	42.0平方メートル	0.77	10,100～15,600円	4～5階				
			0.84	9,500～21,300円					
			0.84	19,100～37,200円					
			0.81	18,400～37,200円	4階				
1号館	昭和43年度	38.4平方メートル	0.84	8,300～21,200円					
			0.84	16,600～36,800円					
			0.81	16,000～36,800円	4階				
			60.8平方メートル	0.80	19,900～44,000円				
2号館	昭和43年度	66.9平方メートル	0.84	20,800～45,100円					
			0.80	20,900～45,700円					
			0.80	21,700～47,400円					
			0.80	21,700～47,500円					
3号館	昭和63年度	66.2平方メートル	0.80	21,200～39,200円					
			0.80	22,000～41,000円					
			0.80	20,200～40,700円					
			60.8平方メートル	0.80					

県営住宅杉の木台団地	福井市三十八社町			6号館	平成元年度	63.5平方メートル	0.80	21,100 ～ 41,600 円	
				7号館	平成2年度	66.2平方メートル	0.80	22,000 ～ 43,700 円	
				8号館	平成2年度	53.1平方メートル	0.80	17,900 ～ 35,500 円	
						66.2平方メートル	0.80	22,300 ～ 42,300 円	
						79.2平方メートル	0.80	26,700 ～ 50,000 円	
				9号館	平成2年度	60.8平方メートル	0.80	20,500 ～ 40,200 円	
						63.5平方メートル	0.80	21,400 ～ 41,200 円	
						53.1平方メートル	0.80	17,900 ～ 34,800 円	
				1号館	昭和47年度	66.2平方メートル	0.80	22,300 ～ 41,500 円	
						79.2平方メートル	0.80	26,700 ～ 49,100 円	
						78.8平方メートル	0.80	21,300 ～ 46,100 円	
				2号館	昭和47年度	0.77	20,500 ～ 46,100 円	4階	
						78.8平方メートル	0.80	21,300 ～ 45,500 円	
						0.77	20,500 ～ 45,500 円	4階	
				3号館	昭和47年度	79.3平方メートル	0.80	21,500 ～ 47,400 円	
						78.8平方メートル	0.80	20,800 ～ 47,600 円	4階
						79.3平方メートル	0.77	21,500 ～ 46,400 円	
				4号館	昭和47年度	79.3平方メートル	0.80	20,800 ～ 46,700 円	4階
						79.8平方メートル	0.80	22,300 ～ 52,500 円	
						0.77	21,500 ～ 52,500 円	4階	
				5号館	昭和49年度	79.8平方メートル	0.80	12,800 ～ 21,800 円	身障用
						0.80	12,800 ～ 22,000 円		
						0.80	22,400 ～ 52,200 円	4階	
				6号館	昭和49年度	79.8平方メートル	0.80	13,000 ～ 41,000 円	
						0.77	21,600 ～ 52,200 円	4階	
						0.80	15,800 ～ 45,700 円		
				7号館	昭和49年度	51.0平方メートル	0.80	15,800 ～ 45,800 円	
						51.3平方メートル	0.80	22,700 ～ 57,300 円	
						73.6平方メートル	0.80	22,900 ～ 57,600 円	
				8号館	昭和52年度	74.2平方メートル	0.75	14,800 ～ 31,600 円	
						57.0平方メートル	0.72	14,200 ～ 31,600 円	4 ～ 5階
						49.4平方メートル	0.80	15,200 ～ 45,900 円	
				9号館	昭和50年度	61.1平方メートル	0.80	18,800 ～ 50,800 円	
						68.4平方メートル	0.80	21,000 ～ 53,900 円	
						48.6平方メートル	0.80	15,300 ～ 50,400 円	身障用
				10号館	昭和50年度	48.7平方メートル	0.80	15,300 ～ 47,400 円	

県営住宅大安寺団地	福井市南橋原町		1 1 号館	昭和 5 2 年度	58.1平方メートル	0.80	18,300 ～ 51,300 円	
					59.0平方メートル	0.80	18,600 ～ 57,100 円	身障用
					59.0平方メートル	0.80	18,600 ～ 51,700 円	
					68.4平方メートル	0.80	21,500 ～ 55,700 円	
					57.0平方メートル	0.75	14,800 ～ 31,600 円	
		1 2 号館	昭和 5 1 年度		55.2平方メートル	0.72	14,200 ～ 31,600 円	4 ～ 5 階
						0.80	15,100 ～ 28,900 円	
						0.77	14,500 ～ 28,900 円	4 ～ 5 階
						0.80	15,100 ～ 28,900 円	
						0.77	14,500 ～ 28,900 円	4 ～ 5 階
県営住宅下荒井団地	福井市下荒井町	1 号館	昭和 5 3 年度		56.4平方メートル	0.75	14,900 ～ 32,700 円	
						0.75	14,900 ～ 32,700 円	
						0.75	16,400 ～ 49,700 円	高齢者用
						0.75	15,300 ～ 34,300 円	
						0.75	16,700 ～ 51,900 円	高齢者用
		2 号館	昭和 5 5 年度		62.0平方メートル	0.82	18,500 ～ 32,000 円	
						0.79	17,800 ～ 32,000 円	4 ～ 5 階
						0.82	20,300 ～ 49,800 円	高齢者用
						0.82	18,800 ～ 35,600 円	
						0.79	18,100 ～ 35,600 円	4 ～ 5 階
県営住宅清水グリーンハイツ	福井市グリーンハイツ 2 丁目	3 号館	昭和 5 6 年度			0.82	20,400 ～ 52,800 円	高齢者用
						0.82	18,800 ～ 35,600 円	
						0.79	18,100 ～ 35,600 円	4 ～ 5 階
						0.82	20,400 ～ 57,000 円	高齢者用
						0.82	18,800 ～ 35,600 円	
		1 号館	昭和 4 9 年度		62.0平方メートル	0.81	12,100 ～ 17,100 円	身障用
						0.81	12,100 ～ 17,100 円	
						0.81	12,100 ～ 17,100 円	
						0.81	12,100 ～ 17,100 円	
						0.81	12,100 ～ 17,100 円	
		2 号館	昭和 4 9 年度		45.2平方メートル	0.81	22,100 ～ 44,300 円	4 階
						0.78	22,100 ～ 44,300 円	
						0.81	23,000 ～ 44,300 円	
						0.81	23,000 ～ 44,300 円	
						0.78	22,400 ～ 45,900 円	4 階
		3 号館	昭和 4 9 年度		45.3平方メートル	0.81	23,600 ～ 47,500 円	
						0.81	23,600 ～ 47,500 円	
						0.78	22,700 ～ 47,500 円	4 階
						0.81	23,600 ～ 48,200 円	身障用
						0.81	16,600 ～ 32,700 円	

S1 号館	平成 5 年度	67.4平方メートル	0.91	22,900 ～ 88,500 円	
		79.2平方メートル	0.91	26,900 ～ 100,200 円	
		52.0平方メートル	0.91	16,400 ～ 60,500 円	
		53.0平方メートル	0.91	16,700 ～ 62,500 円	
		54.0平方メートル	0.91	17,000 ～ 61,900 円	
S2 号館	平成 6 年度	64.0平方メートル	0.91	20,200 ～ 69,900 円	
			0.91	20,200 ～ 71,200 円	2 ～ 4 階
		76.9平方メートル	0.91	24,200 ～ 81,000 円	
		平成 1 0 年度			
		51.0平方メートル	0.91	17,100 ～ 68,400 円	
		53.4平方メートル	0.91	17,900 ～ 70,100 円	
		64.6平方メートル	0.91	21,700 ～ 80,000 円	
		64.7平方メートル	0.91	21,700 ～ 80,000 円	
		78.3平方メートル	0.91	26,300 ～ 91,600 円	
		48.8平方メートル	0.91	15,600 ～ 59,100 円	
S3 号館	平成 7 年度	50.2平方メートル	0.91	16,000 ～ 60,400 円	
		68.4平方メートル	0.91	21,800 ～ 77,700 円	
		70.8平方メートル	0.91	22,600 ～ 79,700 円	
		73.8平方メートル	0.91	23,600 ～ 82,400 円	
		48.7平方メートル	0.91	15,700 ～ 63,300 円	
S4 号館	平成 7 年度	65.8平方メートル	0.91	21,300 ～ 78,200 円	
		74.9平方メートル	0.91	24,200 ～ 90,200 円	
		48.7平方メートル	0.91	15,700 ～ 62,600 円	
		65.8平方メートル	0.91	21,300 ～ 77,200 円	
		74.9平方メートル	0.91	24,200 ～ 89,100 円	
S5 号館	平成 8 年度	49.3平方メートル	0.91	16,100 ～ 65,000 円	
		74.9平方メートル	0.91	24,500 ～ 95,500 円	
S6 号館	平成 8 年度	49.3平方メートル	0.91	16,100 ～ 65,600 円	
T1 号館	平成 5 年度	74.9平方メートル	0.91	24,500 ～ 96,400 円	
		48.4平方メートル	0.91	15,200 ～ 47,000 円	
		62.0平方メートル	0.91	19,500 ～ 57,800 円	
		70.6平方メートル	0.91	22,300 ～ 64,600 円	
		75.6平方メートル	0.91	23,800 ～ 68,600 円	
T2 号館	平成 6 年度	52.6平方メートル	0.91	16,800 ～ 65,400 円	
		52.8平方メートル	0.91	16,800 ～ 64,700 円	
		56.6平方メートル	0.91	18,100 ～ 67,900 円	
		64.3平方メートル	0.91	20,500 ～ 75,200 円	

					66.0平方メートル	0.91	21,100～75,600 円	
					67.6平方メートル	0.91	21,600～77,000 円	
					79.4平方メートル	0.91	25,400～86,700 円	
		T3号館	平成9年度		79.5平方メートル	0.91	26,400～94,600 円	
					79.7平方メートル	0.91	26,400～94,800 円	
県営住宅旭団地	あわら市自由ヶ丘1丁目	－	昭和33年度		28.0平方メートル	0.83	1,500～5,800 円	
					34.6平方メートル	0.83	1,900～7,800 円	
県営住宅北日野団地	越前市矢放町	1号館	昭和52年度		57.0平方メートル	0.90	15,000～32,300 円	
						0.87	14,500～32,300 円	4～5階
						0.90	16,600～52,200 円	高齢者用
		2号館	昭和53年度		58.2平方メートル	0.90	15,600～32,400 円	
						0.87	15,000～32,400 円	4～5階
						0.90	17,200～52,500 円	高齢者用
県営住宅中筋団地	坂井市春江町中筋北浦	－	昭和40年度		33.1平方メートル	0.90	3,600～7,600 円	
					37.3平方メートル	0.90	4,100～8,900 円	
		－	昭和41年度		33.1平方メートル	0.90	3,800～8,100 円	
					37.3平方メートル	0.90	4,300～9,400 円	
県営住宅霞ヶ丘団地	坂井市丸岡町霞ヶ丘4丁目	1号館	平成3年度		37.1平方メートル	0.95	11,900～31,600 円	
					54.2平方メートル	0.95	17,400～44,300 円	
					63.9平方メートル	0.95	20,500～50,200 円	
		2号館	平成4年度		37.1平方メートル	0.95	12,000～33,000 円	
					54.2平方メートル	0.95	17,600～46,300 円	
					63.9平方メートル	0.95	20,700～52,400 円	
		3号館	平成4年度		54.2平方メートル	0.95	17,600～45,000 円	
					63.9平方メートル	0.95	20,700～51,300 円	
						0.95	20,700～50,800 円	2～3階
		4号館	平成5年度		37.1平方メートル	0.95	12,200～37,600 円	
					54.2平方メートル	0.95	17,800～52,700 円	
					63.9平方メートル	0.95	21,000～59,700 円	
		5号館	平成5年度		54.2平方メートル	0.95	17,800～52,100 円	
					63.9平方メートル	0.95	21,000～59,500 円	
						0.95	21,000～58,900 円	2～3階
県営住宅松川団地	坂井市丸岡町長敏	－	昭和42年度		33.1平方メートル	0.90	4,000～7,900 円	
県営住宅日置団地	大飯郡高浜町日置	－	昭和40年度		36.4平方メートル	0.90	4,400～9,100 円	
					33.1平方メートル	0.77	3,100～5,300 円	

2 県営改良住宅

名 称	位 置	棟 名	建設年度	1戸あたり床面積	利便性係数	家 賃 の 額	備 考
県営改良住宅町屋団地	福井市松本1丁目	5号館	昭和38年度	1戸あたり床面積 31.1平方メートル	－	6,900 円	

福井県告示第172号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福井県営住宅条例（平成9年福井県条例第3号）第13条および第38条の使用料の徴収の事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年4月1日

福井県知事 西川 一誠

1 受託者の名称および代表者の氏名ならびに住所

弁護士法人 関西法律特許事務所

弁護士 山形 康郎

大阪府大阪市中央区北浜2丁目5番23

号 小寺プラザ12階

2 委託事務の内容

福井県営住宅を既に退去した者の県営住宅使用料および県営住宅駐車場使用料の未収金の徴収の事務

3 委託期間

平成26年4月1日から平成27年3月

31日まで

4 徴収の方法

文書または口頭による納入の通知による。

福井県告示第173号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福井県立図書館手数料徴収条例（昭和45年福井県条例第4号）に規定する複写手数料の徴収業務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年4月1日

福井県知事 西川 一誠

- 1 受託者の名称および代表者の氏名ならびに住所
株式会社オーインズ
代表取締役 水野睦實
大飯郡高浜町東三松9号9番地13
- 2 委託事務の内容
福井県立図書館複写手数料徴収の事務
- 3 委託期間
平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
- 4 徴収の方法
口頭による納入の通知による。

福井県告示第174号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第1項の規定に基づき、平成26年度の包括外部監査契約を締結したので、同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年4月1日

福井県知事 西川 一誠

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
平成26年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用ならびに執務費用および実費とする。
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名および住所
(1) 氏名 笹木 充弘
(2) 住所 福井市日之出4丁目11番29号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
契約の定めるところによる。

福井県告示第175号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項5の規定に基づき、福井県公安委員会等手数料徴収条例（平成12年福井県条例第30号）別表第2号1の表1の項および2の項に規定する手数料の徴収の事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年4月1日

福井県知事 西川 一誠

- 1 受託者の名称および住所
一般社団法人福井県交通安全協会
福井市大手3丁目7番1号
- 2 委託事務の内容
パークインズ・メーカーの作動に係る手数料（福井県公安委員会が、その管理および運用について委託した設備に係るものに限る。）の徴収の事務
- 3 委託期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- 4 徴収の方法
パークインズ・メーカーに表示された方法による。

公 告

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定に基づき、平成26年福井県保育士試験を実施するので、児童福祉法施行細則（昭和23年福井県規則第26号）第19条の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月1日

福井県知事 西川 一誠

福井県は、児童福祉法第18条の9の規定

に基づき指定試験機関として一般社団法人全国保育士養成協議会を指定し、試験実施予定日時、場所その他必要な事項の広報、試験に対する受験者等からの問合せ対応、受験資格の認定、受験申込書の受付、確認、受験票の送付、試験問題の作成・保管・管理、試験の実施、答案の採点、可否の決定、可否の通知、受験の停止および合格の無効の決定、その他試験実施に関する必要な事務を委託して試験を実施する。

- 1 試験の日時

筆記試験 平成26年8月9日（土）・

8月10日（日）

午前9時30分から午後4時まで

実技試験 平成26年10月19日（日）

- 2 試験の場所

福井県産業会館

福井市下六条町103番地

- 3 試験の科目

(1) 筆記試験

社会福祉・児童家庭福祉・保育の心理学・子どもの保健・子どもの食と栄養

・保育原理・教育原理および社会的養護・保育実習理論

- (2) 実技試験

音楽表現に関する技術・造形表現に関する技術・言語表現に関する技術（2分野選択）

- 4 受験資格

次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に2年以上在学（短期大学は卒業）して62単位以上修得した者または高等専門学校を卒業した者

(2) 学校教育法による大学に1年以上在学

- (3) 学校教育法による高等専門学校および短期大学の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者である

(4) 学校教育法による高等学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）もしくは特別支援学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）を卒業した者または当該専攻科の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者である

(5) 学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る。）もしくはは各種学校（同法第90条に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る。）を卒業した者または当該専修学校の専門課程もしくはは当該各種学校の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者である

(6) 学校教育法による中等教育学校の後期課程の専攻科を卒業した者または最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれると当該学校の長が認めた者

(7) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者

(8) 学校教育法による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条の規定により大学への入学を認められた

している者であって、年度中に62単位以上修得することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者

(9) 学校教育法による高等専門学校および短期大学の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者である

(10) 学校教育法による高等学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）を卒業した者または当該専攻科の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者である

(11) 学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る。）もしくはは各種学校（同法第90条に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る。）を卒業した者または当該専修学校の専門課程もしくはは当該各種学校の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれると当該学校の長が認めた者

(12) 学校教育法による中等教育学校の後期課程の専攻科を卒業した者または最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれると当該学校の長が認めた者

(13) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者

(14) 学校教育法による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条の規定により大学への入学を認められた

している者であって、年度中に62単位以上修得することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者

(15) 学校教育法による高等専門学校および短期大学の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者である

(16) 学校教育法による高等学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）を卒業した者または当該専攻科の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者である

者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣において、これと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、以下に掲げる施設等において、2年以上（原則として1日6時間以上、1月当たり20日以上従事。）児童等の保護または援護に従事した者

ア 児童福祉施設

イ 「安心こども基金管理運営要領」（平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号）に規定するべき地保育所またはグループ型小規模保育事業

ウ 18歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設等

（ア）障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設

（イ）障害者自立支援法に規定する指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を行うものに限る）

エ 「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号）に規定する家庭的保育事業及び、複数の家庭的保育者が同一の場所で保育を実施するグループ型小規模保育事業

オ 「放課後子どもプラン推進事業の実施について」（平成19年3月30日18文科生第587号雇児発第0330039号）に規定する放課後児童健全育成事業

カ 法第39条第1項に規定する業務を

目的とする施設であつて法第35条第4項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次にあげるもの

（ア）法第59条の2の規定により届出をした施設

（イ）アに掲げるもののほか、都道府県知事が事業等の届出をするものと定めた施設であつて、当該届出をした施設

（ウ）法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設のうち、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項または第3項の認定を受けたものまたは同条第5項の規定による公示がされた施設

（エ）児童福祉法施行規則第49条の2第4号に規定する幼稚園併設型認可外保育施設

（オ）国、都道府県または市町村が設置する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設

（9）上記(8)に掲げる施設等において5年以上児童等の保護または援護に従事した者

（10）平成3年3月31日までに次のいずれかの条件を満たした者

ア 学校教育法による高等学校を卒業した者（旧中学校令による中学校を卒業した者を含む。）もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者

イ 学校教育法による高等学校または文

部科学大臣がこれと同等以上と認定した教育課程を2年以上履修した者で、満18歳に達した後、児童福祉施設において1年以上児童等の保護または援護に従事した者

ウ 学校教育法による高等学校または文部科学大臣がこれと同等以上と認定した教育課程を1年以上履修した者で、満18歳に達した後、児童福祉施設において2年以上児童等の保護または援護に従事した者

エ 満18歳に達した後、児童福祉施設（へき地保育所を含む。）において3年以上児童等の保護または援護に従事した者

（11）平成8年3月31日までに学校教育法による高等学校の保育科を卒業した者

5 受験手続

（1）受験申請書の配布

ア 配布期間

イ 平成26年4月1日（火）から

イ 請求先

一般社団法人 全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター

（2）受験の申請に必要な書類

ア 保育士試験受験申請書

イ 受験資格を証明する書類

ウ 一部科目合格を証明する書類

エ 一部科目免除を証明する書類

オ 改姓を証明する書類（戸籍の一部記載事項証明書または戸籍抄本等旧姓・現姓の両方が記載されている公的書類）

カ 郵便振替払込受付証明書（受験申請書に貼付。）

キ 写真1枚（受験申請日前3か月以内に撮影した上半身、脱帽、無背景の写

真を受験申請書に貼付。）

（3）受付期間

平成26年4月1日（火）から平成26年5月14日（水）※当日消印有効

幼稚園教諭免許所有者において、筆記試験科目が全て免除となる場合に限り、平成26年10月1日（水）から平成26年10月29日（水）も受け付ける。

※当日消印有効

（4）提出方法

簡易書留郵便に限る。

（5）提出先

一般社団法人 全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター

（6）受験手数料（受験料および受験の手引き郵送料）

12,905円

幼稚園教諭免許所有者において、筆記試験科目が全て免除となる場合

2,605円

郵便振替払込取扱票により郵便局にて納付する。

6 試験科目の一部免除

（1）前年あるいは前々年に、保育士試験の一部科目に合格している者は該当科目を免除

（2）厚生労働大臣が指定する学校において指定科目を全て専修した者は該当科目を免除

（3）幼稚園教諭免許状所有者は保育の心理学・教育原理・実技試験を免除

（4）幼稚園教諭免許状所有者で筆記試験全科目合格者は実技試験を免除

（5）幼稚園教諭免許状所有者における保育士資格特例による受験者は保育の心理学・教育原理・保育実習理論・実技試験を

免除

7 試験結果通知

(1) 筆記試験結果通知

筆記試験結果通知書は、平成26年9月20日(土)から平成26年9月28日(日)までに受験者全員に郵送する。筆記試験全科目合格者のみ実技試験受験票を郵送する。

(2) 保育士試験合格通知

ア 保育士試験合格者には、保育士試験合格通知書を平成26年11月29日(土)から平成26年12月7日(日)までに郵送する。

イ 保育士試験一部科目合格者には、一部科目合格通知書を平成26年11月29日(土)から平成26年11月7日(日)までに郵送する。

8 試験に関する問い合わせ先

〒171-8536

東京都豊島区高田3-19-10

一般社団法人 全国保育士養成協議会

保育士試験事務センター

電話 0120-4194-82

教育委員会告示

福井県教育委員会告示第4号

福井県情報公開条例第38条第1項の規定により福井県教育委員会が定める法人(平成12年福井県教育委員会告示第11号)は、廃止する。

平成26年4月1日

福井県教育委員会

福井県教育委員会告示第5号

福井県個人情報保護条例第58条第1項の規定により福井県教育委員会が定める法人(

平成15年福井県教育委員会告示第2号)は、廃止する。

平成26年4月1日

福井県教育委員会